

工事費内訳書の取扱いについて

令和4年12月

四日市市発注の建設工事等発注に係る入札時の工事費内訳書の取扱いについては次のとおりとする

1. 工事費内訳書の提出を求める工事及び委託業務

(1) 入札公告及び指名通知において工事費内訳書の提出を求めている工事、測量調査設計業務委託（ただし、単価契約に係るものを除く）

以下、委託業務については、工事を業務委託と読み替えることとする。

(2) 上記のほか発注者が工事費内訳書の提出が必要であると認める工事等

2. 工事費内訳書の提出について

工事費内訳書に記載すべき事項及び様式については、公告または指名通知書にその内容を記載した書面及び様式を添付するものとする。

3. 工事費内訳書の審査・確認について

(1) 審査の対象は、落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格（総合評価方式の場合は、最高評価値）の者。）とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

(2) 審査の時期は、開札後、落札決定前までに行う。

(3) 工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については無効とする。

①工事費内訳書が電子入札システムに添付されていないもの又はやむを得ない場合等の紙入札において同封されていないもの

②入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された金額が異なるもの

③一括値引き、減額項目が計上されているもの（スクラップ控除等を除く）

※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きと見なす。

④記載すべき項目が欠けているもの

⑤その他不備があるもの

(4) 落札候補者の工事費内訳書の確認・審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

※同封していただく工事費内訳書は、入札情報公開システムの公告ごとに掲載されている[工事費内訳書]の添付ファイルを、ご利用願います。